

## 船橋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して補聴器の購入（製作を含む。以下同じ。）に要する費用の一部を助成する事業について必要な事項を定めることにより、難聴児の健全な言語、社会性の発達を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

## (交付対象児童)

第2条 補聴器購入費等助成金の交付対象となる「軽度・中等度難聴児」とは、次の各号のすべてを満たす18歳未満の児童とする。

- (1) 市内に住所を有する児童。
  - (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない児童。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定医療機関の医師（以下「医師」という。）が補聴器の装用の必要を認めた場合は、30デシベル未満の難聴児についても対象とする。
  - (3) 補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると医師が判断する児童。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該児童又はその属する世帯の他の世帯員のうち、補聴器購入費等助成金の交付申請のあった月の属する年度（当該申請が4月から6月までの間に行われた場合においては、前年度）における市町村民税所得割額が46万円以上の者がいる場合は、この事業の助成対象外とする。

ただし、所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。（以下「扶養親族」という。））及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。（以下「特定扶養親族」という。））があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

## (対象補聴器)

第3条 助成の対象となる補聴器の種類、1台当たりの基準価格（以下「基準

価格」という。)及び耐用年数は、別表のとおりとする。

(助成金の算定基礎)

第4条 補聴器購入費等助成金の算定基礎となる額は、第2条に規定する交付対象児童(以下「対象児童」という。)が新たに補聴器の購入に要した費用又は本要綱に基づき購入した補聴器について別表の耐用年数経過後の更新に要した費用(以下「購入費等」という。)と別表の基準価格とを比較して少ない方の額とする。

2 補聴器は、装用効果の高い側の耳に片側装用を原則とし、教育・生活上等真に必要と認められた場合は両側に装用することができるものとする。その場合の補聴器購入費等助成金の算定基礎となる額は、左右それぞれの耳について購入費等と別表の基準価格とを比較して少ない方の額とする。

(助成金の交付額)

第5条 補聴器購入費等助成金の交付額は、前条に定める額の3分の2(1,000円未満切り捨て。)とする。

(交付申請)

第6条 補聴器購入費等助成金の交付を希望する対象児童の保護者(以下「申請者」という。)は、船橋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 医師が、対象児童の聴力検査を実施し、交付した、船橋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付意見書(第2号の1様式又は第2号の2様式。以下「意見書」という。)

(2) 意見書に基づき、補聴器販売業者が作成した見積書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 補聴器購入後の補聴器購入費等助成金交付申請については、これを認めない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その書類を審査して補聴器購入費等助成金の交付の可否を決定し、当該決定の内容を船橋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付可否決定通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。補聴器購入費等助成金を交付することを決定した場合は、船橋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成券(第4号様式。以下「助成券」という。)を併せて交付するものとする。

(決定の取り消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補聴器購入費等助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補聴器購入費等助成金を受けたとき。
- (2) 補聴器を助成目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。
- (3) その他補聴器購入費等助成金の交付が不相当と市長が認めるとき。

(補聴器購入)

第9条 申請者は、交付決定後速やかに、船橋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金交付決定通知書に記載された補聴器販売業者から補聴器を購入するものとする。

(助成金の請求及び支払い)

第10条 前条の規定により補聴器を購入した申請者は、購入費用の全額を補聴器販売業者に支払った後、船橋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金請求書(第5号の1様式。以下「請求書」という。)に助成券及び領収書を添えて、市長に補聴器購入費等助成金を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査のうえ、第5条に規定する助成額を支払うものとする。

(代理受領)

第11条 市長は、申請者の利便性を考慮し、申請者に代わり補聴器販売業者に助成額を支払う方法(以下「代理受領方式」という。)によることができるものとする。

- 2 申請者は、代理受領方式による場合は、補聴器販売業者に対し、助成券を提出し、かつ、委任状(第6号様式)により補聴器購入費等助成金の請求及び受領を委任するものとする。
- 3 申請者は、代理受領方式による場合は、補聴器購入費用から補聴器購入費等助成金の交付額を控除した額を補聴器販売業者に支払うものとする。
- 4 補聴器販売業者は、代理受領方式による場合は、船橋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金代理受領に係る請求書(第5号の2様式)に助成券及び委任状を添えて、市長に補聴器購入費等助成金を請求するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による請求があったときは、内容を審査のうえ、第5条に規定する助成額を支払うものとする。

(関係帳簿の整備)

第12条 市長は、補聴器購入費等助成金の交付に当たって、船橋市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成金支給決定簿(第7号様式)を備え、必要な事項を記載するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのないものについては、厚生労働省社会・援護局障害福祉保健部長通知「補装具費支給事務取扱指針について」の別添「補装具

費事務取扱指針」(平成18年9月29日障発第0929006号)に準ずるほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。